記 者 発 表 資 料

令和８年１１月２０日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
株式会社ＪＰＮ	工事 物品 役務	千葉県成田市並木町２２０－１０

２．指名停止措置期間
令和８年１１月２０日 ～ 令和９年２月１９日 （ ３ヵ月 ）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社ＪＰＮは、令和８年１０月１４日付けで当地方整備局岩手河川国道事務所発注「岩手河川国道事務所空調設備室外機更新作業」の落札決定通知を受領したが、同日に入札金額の誤りにより業務の履行が困難になったとして契約辞退届を提出し、同年１０月１９日、落札決定取り消しとなった。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「同要領」という。）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。
また、同要領を準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　二部（にべ）　文彦（ふみひこ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。